

29愛給第166号
平成29年10月27日

愛知中部水道企業団
指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団
給水課長 原田 好明
(公印省略)

給水装置工事の申込みにおける提出書類について（通知）

日ごろは、本企業団の水道事業にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、給水装置工事の申込みにおいて、申込者と土地の所有者が同一の場合は、土地所有者が確認できる書類の添付は不要としていますが、土地区画整理事業区域内で給水装置工事の申込みをする場合に限っては、下記のいずれかの書類を添付してください。

記

- 1 土地区画整理組合理事長の記名押印がある土地使用承諾書
- 2 申込者と土地所有者が同一であることが確認できる書類

*問い合わせ先
愛知中部水道企業団
給水課給水装置申請グループ
電話（0561）38-0030